

公益財団法人相模原市産業振興財団
海外展開アドバイザー事業 海外展開準備助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人相模原市産業振興財団が、市内中小企業者の海外展開を促進し、もって市内工業の振興に寄与することを目的として、中小企業者が海外展開について準備または検討する際に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

(助成の対象者)

第2条 助成金の交付を受けることが出来る中小企業者（以下「助成対象者」という。）は、相模原市内に事業所を有して1年以上経過し、相模原市が課税する法人市民税もしくは市民税を完納している製造業又は情報通信業を営む者とする。

※ 中小企業者とは、「中小企業基本法」の定義に基づく

(助成の対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、海外展開を準備または検討する際に必要な専門家やコンサルティング会社等に支払う経費とする。

(助成率及び助成額)

第4条 助成率は、助成対象経費（税抜き）の2分の1以内で理事長が決定するものとする。

2 前項の規定により算出した助成額は、上限を10万円とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

3 助成の回数については、同一年度同一申請者1回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 海外展開準備助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 専門家またはコンサルティング会社等の概要が分かる資料及び見積書（提案書）等
- (3) 商業登記簿謄本（写し可）
- (4) 申請日直近の事業年度の法人市民税（個人事業者は市民税）の納付済領収書、又は納税証明書（写し可）
- (5) その他理事長が必要とする書類

2 理事長は、前項の書類を受理した時は、その内容を審査し、助成金の交付の対象となる事業及び交付しようとする助成金の額を内定し、海外展開準備助成金交付内定通知書（様式第2号）により、助成対象者に通知するものとする。

(届出事項)

第6条 助成対象者は、前条第1項の交付申請後、次の各号のいずれかに該当するときは、変更・中止等届出書（様式第3号）によりその旨を直ちに理事長に届出なければならない。

- (1) 前条第1項第1号で提出した申請書の内容に追加・変更があるとき
- (2) 助成事業の内容を中止しようとするとき

(事業報告)

第7条 助成対象者は、事業終了後直ちに次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 海外展開準備助成金報告書(様式第4号)
- (2) 専門家またはコンサルティング会社等からの調査・報告書等の支援の内容が把握できる資料
- (3) 領収書の写し等、支出を証する書類
- (4) 海外展開準備助成金交付内定通知書(様式第2号)の写し
- (5) その他理事長が必要とする書類

(交付の決定)

第8条 理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、海外展開準備助成金交付決定通知書(様式第5号)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成対象者は、前条の決定があったときは、海外展開準備助成金請求書(第6号様式)を前条に定める通知書の写しを添えて理事長に提出し、助成金の請求を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 理事長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けようとしたとき
- (2) 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき
- (3) 法令等に違反するなど、助成対象者としてふさわしくないと理事長が認めたとき

(助成金の返還)

第11条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分についてすでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。